

約40年ぶりに変わる“相続法”

「平成30年7月に相続法が大きく改正されました。この改正により、例えば、残された配偶者が安心して安定した生活を過ごせるようにするための方策などが導入されることになりました。」と政府広報オンラインに相続法改正について紹介されていました。そのなかで婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除(配偶者控除)できるという「夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除」が「特別受益」の対象外になると改正されました。今号ではその内容について説明します。



特別受益はどういうことですか？



特別受益とは、相続人の中に特別に被相続人から利益を得ていた人がいる場合に受けた利益のことです。特別受益を受けた相続人は、特別受益分について、遺産取得分が減額されます。



遺産総額
3000万円



特別受益

娘が生前に父から600万円贈与されていた。



遺産総額
3000万円

+

(特別受益分)
娘の600万円

=

みなし相続財産
3600万円

みなし相続財産
3600万円を妻・娘・息子の3人で遺産分割する。

妻(1/2) 1800万円
娘(1/4) 900万円
息子(1/4) 900万円

娘は特別受益分600万円を引いて300万円となって減額される



相続が起こると法定相続分に応じて法廷相続人が遺産分割をするのが原則です。相続人の中に、被相続人から生前贈与で特別に利益を得ていた人がいるのに単純に法定相続分に従って遺産分割をしてしまうと、他の相続人には不公平になってしまいます。そこで、民法では、各相続人間の公平をはかりために前頁のイラストのように特別受益がある相続人の遺産取得分を減らすことにします。



「夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除」を利用して生前贈与した場合に特別受益の対象外になるとはどういうことですか？



今回の相続法改正で結婚期間が20年以上の夫婦間で、配偶者に対して自宅の贈与がされた場合には、原則として、遺産分割における計算上、遺産の先渡し(特別受益)がされたものとして取り扱う必要がないことになりました。すなわち、改正前には、被相続人が生前、配偶者に対して自宅の贈与をした場合でも、その自宅は遺産の先渡しされたものとして取り扱われ、配偶者が遺産分割において受け取ることができる財産の総額がその分減らされてしまいました。

そのため、被相続人が、自分の死後に配偶者が生活に困らないようにとの趣旨で生前贈与をしても、原則として配偶者が受け取る財産の総額は、結果的に生前贈与をしないときと変わりませんでした。

今回の改正により、自宅についての生前贈与を受けた場合には、配偶者は結果的により多くの相続財産を得て、生活を安定させることができるようになります。

相続法改正前



生前に評価額2000万円の住居を贈与

生前に贈与された住居は相続財産になる

死亡



みなし相続財産



住居2000万円

+



金融財産
6000万円



法定相続分(1/2) $8000万円 \times 1/2 = 4000万円$



住居2000万円

+



金融財産2000万円



法定相続分(1/4) $8000万円 \times 1/4 = 2000万円$



法定相続分(1/4) $8000万円 \times 1/4 = 2000万円$

相続法改正後



生前に評価額2000万円の住居を贈与しても相続財産とならない

死亡



相続財産



金融財産
6000万円



住居2000万円は遺産分割外



金融財産6000万円×
法定相続分1/2=3000万円



金融財産6000万円×法定相続分1/4=1500万円



金融財産6000万円×法定相続分1/4=1500万円



結婚期間が20年以上の夫婦間で、配偶者に対して自宅の贈与が特別受益の対象外になることで配偶者の金融財産の相続受取額が増えます。